

令和6年度 幼児教育・保育の無償化のご案内 (認可外保育施設等)

認可外保育施設等における幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」といいます。）に関するご案内です。

必ずご確認ください。

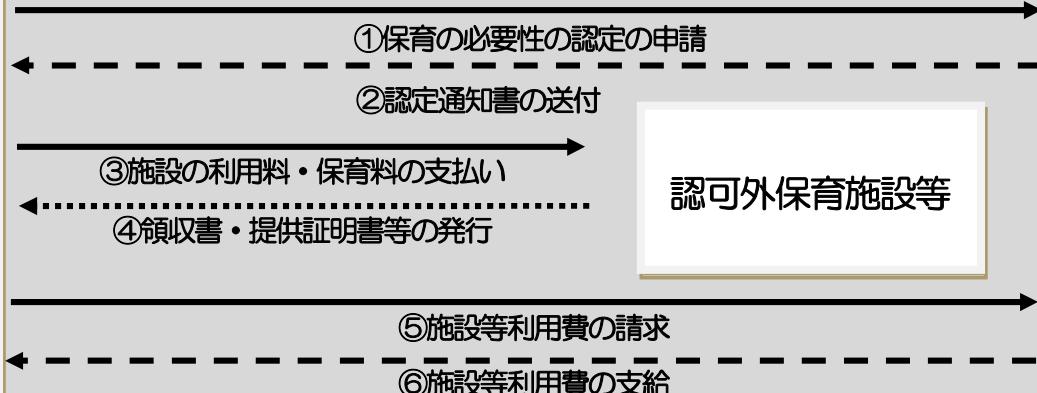
- ① 利用施設によっては「認証保育所及び認可外保育施設保育料負担軽減補助金」の対象となる場合があります。詳細は右記コードをご確認ください。
- ② 一部の施設は対象期間が令和6年9月末までになる可能性があります。詳細はこのご案内の最後のページをご確認ください。



I. 無償化の概要

認可外保育施設等の無償化は、北区から保育の必要性の認定を受けた保護者が、無償化対象の認可外保育施設等を利用した場合に、上限額の範囲内で利用料が無償（上限額を超える部分は自己負担）となります。

無償化手続きのイメージ



この案内の「認可外保育施設等」とは、

- ①認証保育所 ②家庭福祉員 ③ベビーホテル等の認可外保育施設（ベビーシッターを含む）
④一時預かり保育 ⑤休日保育 ⑥緊急保育
⑦病児・病後児保育 ⑧ファミリー・サポート・センター事業 のことです。

※認可保育所、認定子ども園、幼稚園（平日の預かり保育の提供時間が8時間以上又は年間開所日数が200日以上）を利用している方は対象外です。

※年末特別保育は対象外です。

※具体的な対象施設は、施設所在地の区市町村のホームページをご確認ください。

※企業主導型保育事業を利用される方は、施設に直接お問い合わせください。



令和6年度の年齢別クラス編成

クラス	生年月日
5歳児	平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日
4歳児	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日
3歳児	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日
2歳児	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
1歳児	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
0歳児	令和5(2023)年4月2日～

II. 保育の必要性の認定

無償化の給付を受けるためには、事前に保育の必要性の認定を受ける必要があります。

1 対象者

対象者	月額上限額
北区に在住する「保育の必要性の認定」を受けている 3歳児～5歳児クラスのお子さま <small>【注意】申請時 3歳でも2歳児クラスのお子様は住民税非課税世帯でない対象になりませんのでお気を付けください。何歳児クラスが確認されたい場合はP1の「年齢別クラス編成」をご確認ください。</small>	37,000円
北区に在住する「保育の必要性の認定」を受けている 0歳児～2歳児クラスの <u>住民税非課税世帯</u> のお子さま	42,000円

※通園送迎費や給食費、行事費等は無償化の対象外です。



2 認定の手続き

以下の **A**～**E** の必要な書類を北区役所の担当部署に郵送又は窓口へ提出してください。

※利用する施設・事業等によって、提出先の部署が異なります。P6の提出先及び問い合わせ先をご確認ください。

重要

認定の申請は、利用希望日（施設等の利用開始日）よりも前に行ってください。
認定は事前申請であるため、認定希望日よりも後に申請をした場合は、申請日以降からの認定となります。
有効な認定がない期間は、施設等を利用していても無償化の対象なりません。

(1) すべての方が必要な書類

必要書類
A 子育てのための施設等利用給付認定申請書 <small>＜備考＞ 兄弟姉妹で同時に申請する場合でも、1人1枚ずつ提出してください。</small>
B 保育の必要性の確認書類 <small>＜備考＞ 保護者それぞれについて用意してください（詳細はP3を参照ください。）。</small>

(2) 利用施設や世帯の状況により必要になる書類

必要書類
C 保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書 <small>＜条件＞ 認可保育園の入園申込みをしていない方はご提出ください。</small>
D 在留カード（表面・裏面）の写し <small>＜条件＞ 同居者の中に外国籍の方がいる場合 ＜備考＞ 在留資格により就労が認められていない場合、就労・求職を理由に申請をすることができません。</small>
E 住民税非課税証明書の写し <small>＜条件＞ 0歳児～2歳児クラスの<u>住民税非課税世帯</u>のお子さんで、保護者がP3の状況に当てはまる場合</small>

< **B** 保育の必要性の確認書類 >

保育を必要とする理由	必要書類 (①、②は両方提出)	備考
就労 (会社勤めの方)	◇就労証明書	※労働時間は最低月48時間です。 ※複数箇所で勤務している場合は、それぞれの就労証明書を提出してください。
就労 (自営主の方)	①就労証明書 ②自営業をしていることが客観的にわかる資料	※ご自身で就労証明書を作成してください。 ※②の具体的な資料は下記のとおりです。 青色申告決算書の写し、白色申告収支内訳書の写し、 営業許可書、会社登記簿(履歴事項全部証明書)の写し、 法人税申告書の写し、事務所や店舗の賃貸契約書、 報酬がわかるもの、請負契約書など
妊娠・出産	◇母子手帳の表紙、 出産予定日のページの写し	※予定月をはさんで、産前2か月から産後2か月までの認定となります。
保護者の疾病・障害	◇診断書、障害者手帳の写し	※診断書に「保育を必要とすること」が明記されている必要があります。
同居親族等の看護・介護	①看護・介護状況申告書 ②診断書など	
就学	①在学(在籍)証明書 ②カリキュラム	※カリキュラムは、毎日の就学時間、個人名、校名が分かる必要があります。
災害復旧	◇罹災証明書等	
求職活動	—	※3か月以内に就職先をみつけ、就労証明書を提出してください。
虐待やDVのおそれがある	—	※個別にお問い合わせください。
育児休業 (下のお子さまの育児休業に限る)	①就労証明書 ②育児休業期間証明書	※下のお子さまが満2歳に達する年度末の翌月末までの認定となります。

※ひとり親または単身赴任等で別居している場合は、お子さまと同居している保護者の必要書類のみで構いません。

なお、単身赴任をしていてもお子さまと住民票が同居の保護者は必要書類をご提出ください。

※就労証明書の「本人の就労実績に関する項目」については、空欄や不備があった場合でも認定には支障がありません。

ただし、認可保育園の入園申込みには必要な項目となりますので、記入していただくことをお勧めします。

※就労証明書、介護・看護状況申告書、育児休業期間証明書は北区様式を提出してください。

なお、様式は北区公式ホームページからダウンロードすることができます。(P6参照)

※認証保育所及び認可外保育施設保育料負担軽減補助金の申請などにより、就労証明書などを提出している場合、提出日が就労証明書などの証明日から3か月以内であれば提出を省略できます。その場合は、申請書の余白に「必要書類は提出済」と記載してください。

※下のお子さまの育児休業を理由とする保育の必要性の認定は、継続的な保育の提供を受けている場合のみが対象です。

一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業は対象となりませんのでご注意ください。

< **E** 住民税非課税証明書が必要な場合 (0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯のみ) >

認定対象期間	状況	必要書類
令和6年4月 ～ 令和6年8月	令和5年1月1日現在、 北区外に住んでいた方	令和5年度住民税非課税証明書の写し (令和5年1月1日現在の居住地の区市町村が発行するもの)
令和6年9月 ～ 令和7年3月	令和6年1月1日現在、 北区外に住んでいた方	令和6年度住民税非課税証明書の写し (令和6年1月1日現在の居住地の区市町村が発行するもの)

※保護者それぞれ該当する場合は、それぞれの証明書類が必要です。

3 認定通知書の発行

提出された書類の審査の結果、保育の必要性が認定された場合、施設等利用給付認定通知書が送付されます。

認定通知書に記載されている保育の必要性の事由や有効期間を確認してください。

※認定通知書は施設等利用費の請求手続きにおいて、施設に提示する必要があります。

紛失しないように大切に保管してください。



4 みなし認定

過去に認可保育園の入園申込み（利用申請）を行い入園が待機となっている場合など、有効な「子どものための教育・保育給付認定」を取得している方が認可外保育施設等の無償化の給付を受ける場合は、みなし認定を行います。

みなし認定の場合、保育の必要性の認定の申請に必要な書類を一部省略することができます。P2の **A 「子育てのための施設等利用給付認定申請書」**のみを北区役所の担当部署（P6参照）に郵送又は窓口へ提出してください。
手続きが完了次第、施設等利用給付認定通知書が送付されます。

5 認定変更の手続き

申請内容から変更が生じた場合は、下の表に定める書類を速やかに北区役所の担当部署（P6参照）に郵送又は窓口へ提出し、認定の変更の手続きを行ってください。下記の表以外にも変更が生じた場合はお問い合わせください。

変更等の内容	提出書類	
	認定変更 申請書	その他必要な書類
北区外へ転出した場合	<input type="radio"/>	
北区内で住所の変更があった場合	<input type="radio"/>	
世帯構成に変更があった場合 (離婚、結婚、単身赴任等)	<input type="radio"/>	◆変更が確認できる書類（戸籍謄本など） ※個別にお問い合わせください。
現在の就労状況に変更があった場合 例) 就労先が変わった、就労日数・就労時間を変更した、 採用予定だったが実際に就労を開始した など	<input type="radio"/>	◆就労証明書 ※採用予定日が、証明年月日より後の日付のものは採用予定とみなします。
求職中だったが、就労を開始した、または採用予定となった場合		
就労先を退職し、求職中となった場合	<input type="radio"/>	◆退職日がわかるもの（離職票など）
下の子の育児休業を新たに取得した場合	<input type="radio"/>	◆育児休業期間証明書
下の子の育児休業期間を延長した場合	<input type="radio"/>	◆育児休業期間変更証明書
下の子の育児休業を終了した場合	<input type="radio"/>	◆育児休業期間終了証明書

6 年度更新の手続き

毎年度1回（おおむね6月頃）、「子育てのための施設等利用給付 家庭状況届」と保育の必要性の確認書類を提出していただき、認定の要件を確認します。（詳細については、あらためてご連絡いたします。）

期限までに書類の提出がない場合や要件を確認できない場合は、認定が取り消しとなることがあります。



III. 施設等利用費の請求

施設等利用費の給付を受けるためには、北区に対して請求を行う必要があります。

以下の **F** ~ **J** の必要な書類を北区役所の担当部署（P6参照）に郵送又は窓口へ提出してください。

7 提出書類

(1) すべての方が必要な書類

提出書類	
F	施設等利用費請求書
	保護者が作成する書類です。
G	特定子ども・子育て支援提供証明書
	利用施設が発行する書類です。施設に認定通知書を提示し、発行を依頼してください。 必要事項が記入されていれば、北区の参考様式以外のものでも構いません。
H	施設等利用費を支払ったことを証明する書類（領収書等）
	利用施設が発行する書類です。施設に認定通知書を提示し、発行を依頼してください。 必要事項が記入されていれば、北区の参考様式以外のものでも構いません。

※ **G** と **H** の書類について、北区では「特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 領収書」の様式も発行しています。
書類の発行については、利用施設にお問い合わせください。

(2) 利用施設などにより必要になる書類

必要書類	
I	育児支援活動報告書
	利用施設が発行する書類です。 ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に提出する書類です。
J	委任状
	請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合に提出する書類です。

8 請求・支払いのスケジュール

支払回	対象月	請求の受付期間	交付時期
第1回	4月～6月	令和6年7月19日まで	令和6年8月下旬
第2回	7月～9月	令和6年10月18日まで	令和6年11月下旬
第3回	10月～12月	令和7年1月17日まで	令和7年2月下旬
第4回	1月～3月	令和7年4月18日まで	令和7年5月下旬

※受付期間までに請求書類の提出が間に合わない場合や、書類等に不備がある場合は、支払いが遅れことがあります。

記入例を参照の上、請求手続きを行なってください。

※施設等利用費を請求する権利は、認可外保育施設等の利用月の翌月1日から2年を経過すると時効により消滅します。

お早めに請求手続きを行ってください。

《注意》 幼稚園等を利用している方が、認可外保育施設等を利用し無償化を請求する場合

預かり保育を実施していない・預かり保育が十分な水準ではない（平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）認定子ども園、幼稚園を利用している場合は、認可外保育施設等の利用料も上限の範囲内で無償化の対象となります。

その際の認可外保育施設等の施設等利用費の請求先は、【認定子ども園・幼稚園の担当部署】になります。
提出する請求書類も【認定子ども園・幼稚園の担当部署】の様式を提出してください。

《注意》 施設等利用費の日割りについて

区市町村間の転出入などにより、月途中で認定期間が終了する又は開始する場合、施設等利用費の月額上限額は下記のとおり日割り計算を行います。（10円未満の端数は切り捨てます。）

- 北区からの転出等、月途中で認定期間が終了する場合の月額上限額
 $37,000(42,000)\text{円} \times \text{認定期間終了までの日数} \div \text{その月の日数}$
- 北区への転入等、月途中で認定期間が開始される場合の月額上限額
 $37,000(42,000)\text{円} \times \text{認定期間開始からの日数} \div \text{その月の日数}$



IV. 各種様式のダウンロード

保育の必要性の認定及び施設等利用給費の請求に必要な様式は、



北区公式ホームページからダウンロードすることができます。

二次元コードを読み取り、該当ページをご確認ください。

V. 提出先及び問い合わせ先

施設・事業ごとに担当が異なります。

施設・事業種別	提出先及び問い合わせ先
認可外保育施設 (認証保育所、家庭福祉員、ベビーホテル等の認可外保育施設（ベビーシッターを含む）) 病児・病後児保育	保育課 私立保育園係 （第1庁舎2階2番） 〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 TEL : 03-3908-1333
一時預かり保育 休日保育 緊急保育 (認定子ども園・幼稚園の利用者を除く)	保育課 保育運営係 （第1庁舎2階3番） 〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 TEL : 03-3908-9127
ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭支援センター 北区王子6-7-3 旧清至中学校（東門） TEL : 03-3912-1909

指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない認可外保育施設の保育料は令和6年10月から無償化の対象外となりますのでご注意ください。

概要

- ✓ 幼児教育・保育の無償化制度は令和元年10月から開始されましたが、経過措置として指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設の保育料も令和6年9月末までは無償化の対象にすると国が定めました。
- ✓ **令和6年10月以降、在籍する認可外保育施設(区内外問わず)が東京都などから指導監督基準を満たす旨の証明書を交付されていない場合、保育料は無償化の対象外となりますので、お気を付けてください。**
- ✓ 既に証明書を交付されている施設の保育料は令和6年10月以降も無償化の対象です（証明書を返還している場合等を除く）。
※上記はあくまで令和6年3月時点の情報のため、国等の方針により変更になることがあります。

指導監督基準とは…

- ✓ 国や東京都が定めたルールで東京都などが不定期に立入調査などを行い、基準を満たすと証明書が交付されます。
※証明書を交付されていなくても運営に支障をきたすわけではありません。
- ✓ **現時点で証明書が交付されていなくても、今後交付される可能性があります。**

区内施設（認証保育所・企業主導型保育施設を除く）の証明書交付状況（令和6年3月現在）

(順不同)

証明書を交付されている施設	証明書を交付されていない施設 (今後交付されないと保育料が無償化の対象外になる施設)
○そらまめ保育室	○ウィズダムアカデミー 王子校
○FUTURE児童園 田端	○大橋病院 保育室
○ぽっぽランド たばた	○東京日仏国際学園 (西ヶ原4-2-19)
○明理会中央総合病院ひまわり保育室	○さくらんぼ保育園
○東京日仏国際学園（西が丘1-40-13） ※令和6年1月1日～	◆ 区外施設については右記リンク先の「指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設一覧」をご確認ください。 ◆ 区内施設の最新状況も右記リンクから確認いただけます。



東京都HP